(2) 男女共同参画に関する基本法制等

① 基本法制・施策

O合衆国憲法修正第19条(Amendment XIX of the Constitution of the United States of America; 1920年)

1787年に制定された合衆国憲法は、連邦制と人民主権などの基本原則のみを定めていたが、 1791年に基本的人権保障が修正条項として追加され、1868年には、合衆国憲法修正第14条により法の下の平等な保護を定め、市民権を保障した。そして、1920年に、女性の権利について合衆国憲法修正第19条に明記され、性別を理由として投票権を拒否または制限することを禁止された。もっとも、投票権以外の性差別については明記されていない。

なお、他のマイノリティの基本的人権保障として、修正第 13 条奴隷制の廃止(1865 年)、修正第 14 条市民権(1868 年)、修正第 15 条人種による投票権の差別の禁止(1870 年)が定められている。

〇公民権法第7編(Title VII of the Civil Rights Act; 1964年) 127

公民権法第 7 編は、雇用差別の禁止を規定した連邦の基本法である。合衆国憲法修正第 14 条の「平等保護条項」に関わる市民の基本的権利を保障することを目的としている。

同法の制定の背景には、公民権運動の中で、人種・性・宗教などを理由とした雇用上のあらゆる差別を禁止する包括的立法を要求する運動が盛り上がっていたことやケネディ大統領、ジョンソン大統領と続く民主党政権下での公民権法制定への積極的な取組がある。また、当初は法案に入っていなかったところ、審議過程の修正案の中で偶然に入って、成立したとの経緯も指摘されている。

〇教育改正法第9編(Title IX of the Education Amendments; 1972年)

教育改正法第9編は、連邦が財政支援する教育活動における性差別を禁止する。連邦資金を使用している教育団体がセクシュアル・ハラスメントや雇用差別などを行うことを防止するために制定された。教育省公民権室(Department of Education Office for Civil Rights)が同法の遵守を促進する活動を行い、雇用差別の申立てはEEOCへ照会される。

同法により、高等学校や大学のスポーツプログラムへの女性参加が増加したとの指摘がある。

② 組織

〇労働省女性局(Department of Labor, Women's Bureau) 128

1920年に女性の社会的地位の向上、労働環境の改善、経済的利益を得られる雇用体系の確保等を目的とし、労働省に女性局が設立された。設立の背景には、1910年ごろから労働者の健康や安全に対する関心が高まり、労働組合の運動が活発化したという事情、女性の権利、移民女性の労働環境への関心が高まったという事情がある。

女性局の局長は大統領から任命される。女性局は他の連邦政府機関と連携しながら女性の賃金、育児休暇、差別撤廃等に関する問題に取り組んでいる。

¹²⁷ 藤本(2007)pp.45-57、pp.60-63、pp.83-87、pp.118-129 および内閣府(2009)p.150、内閣府(2011 年)p.115 余昭

¹²⁸ 労働省のウェブページを参照(http://www.dol.gov/wb/, アクセス日:2015年3月4日)。

O雇用機会均等委員会(Equal Employment Opportunity Commission: EEOC) 129

公民権法第7編の実効性を確保するため、連邦政府、地方政府、民間セクターの雇用における差別を監視するために設置された機関(1964年設立、1965年活動開始)である。

遵守状況の監視の対象となる法律は、公民権法第7編、平等賃金法、年金差別禁止法、米国障がい者差別禁止法第1編・第5編、リハビリテーション法第501条・第505条、採用、昇進、解雇、賃金の設定、試験、研修、見習い、その他あらゆる労働条件に関して、人種、皮膚の色、宗教、性別、出身国、身体的障がい、年齢に基づく差別を監視している。また、雇用差別禁止に関する各分野の法の執行権限はEEOCに統一的に付与されている(1978年改正法)。

雇用差別に当たると考えられる行為を EEOC から止めるように説得されても、これに応じない使用者などに対して、EEOC 自ら合衆国裁判所に提訴できる権限が付与されている(1972 年改正法)。

〇ホワイトハウス女性・少女委員会(White House Council on Women and Girls)¹³⁰

2009 年 3 月、オバマ大統領は女性の平等と参画に関する大統領令に署名し、ホワイトハウス内にホワイトハウス女性・少女委員会 (White House Council on Women and Girls) が設置された。同委員会は、 連邦政府機関のメンバーから構成されており、すべての政府機関において女性問題に取組を促進させることを目的としており、

□各政府機関に対し、女性の経済状況を改善するための取組推進を指示
□ワーク・ライフ・バランスに係る政策策定に向けた組織評価と政策対話の推進
□法務省女性に対する暴力対策室(the Justice Department's Office of Violence AgainstWomen)
の副代表と連携し、女性に対する暴力の削減を目指す
□女性の健康促進のための取組の推進

等の活動を重点的に実施されている。

¹²⁹ EEOC のウェブページを参照 (http://www.eeoc.gov/ ,アクセス日:2015年3月4日)。

¹³⁰ ホワイトハウス女性・少女委員会のウェブページを参照 (http://www.whitehouse.gov/administration/eop/cwg/ , アクセス日: 2015 年 3 月 4 日)。